

税金・保険・年金

令和8年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第2期納期限 国民健康保険課徴収係

☎内線3717・3722

令和8年度「国民健康保険税」および「後期高齢者医療保険料」第2期納期限は8月31日(月)です。

「便利で安心な口座振替のご案内」一度の手続きで自動引き落としとなり、納め忘れがありません。市内金融機関等でお申し込みください。

整骨院・接骨院(柔道整復)は正しく利用しましょう

国民健康保険課給付係

☎内線3726

「保険証が使える場合」けがによる骨折、ひび(不全骨折)、脱臼、打撲、捻挫、肉離れ ※ただし、骨折、不全骨折、脱臼の場合は、応急手当を除き医師の同意が必要です。

●次のような場合、国民健康保険が使えないことがあります。

①外傷性の負傷ではない場合

②負傷原因が労働災害に該当する場合(通勤途中の負傷等)

「同じけがで」「病院」と「整骨院・接骨院(柔道整復)」両方の治療を受けることはできません。

●あんま・マッサージ・指圧対象となる傷病

筋肉の麻痺や関節が固まるなど、骨折や手術後の障害、脳血管疾患後遺症などであって医療上マッサージを必要とする傷病。

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは対象外です。

暮らし・環境・福祉

浦添市重度心身障害者(児)医療費助成について

国民健康保険課

☎内線3565

医療費助成の対象者

市内に住所がある人(ただし他市町村から市内施設に入所している人は除く)、もしくは本市から他市町村の施設に入所している人で健康保険に加入している人のうち左記のいずれかに該当する人

○身体障害者手帳1級・2級

○療育手帳A1・A2

※一定の所得制限あり

①自動償還払い

※県内の協力医療機関で受給資格者証を提示して受診した医療費は、市役所窓口での申請は不要です。

②市役所窓口での申請

お知らせ・募集



くわしくは浦添市ホームページへ

を受けることはできません。』

施術が長期にわたる場合は、医師の診療を受けてください。

●療養費支給申請書は必ず自分で署名し、領収書を保管してください。

※医療費適正化を図るため、施術内容について問い合わせる場合があります。

はり・きゅうおよびあんま・マッサージ・指圧を受ける人へ(療養費について)

国民健康保険課給付係

☎内線3726

国民健康保険では、医師からはり・きゅうおよびあんま・マッサージ・指圧の同意を得て施術を受けた場合、療養費を支給しています。定期的に療養費支給申請書に医師の同意書の添付が必要です。療養費支給申請書は内容を確認してから、サインをしましょう。

ただし、同じ傷病や類似疾病で「はり・きゅう」と「あんま・マッサージ・指圧」の両方は受けられません。また、入院中に施術所による施術を受けた場合は、療養費の支給はできませんので、ご注意ください。

●はり・きゅう対象となる傷病

①神経痛②リウマチ③腰痛症④五十肩⑤頸腕症候群⑥頸椎捻挫後遺症⑦①～⑥と類似

台風時のごみ収集

環境保全課

☎(876)1250

台風接近に伴い、天候が荒れた場合は危険ですので、できる限り、今回の収集日にごみを出すようご協力をお願いします。

なお、暴風時におけるごみの収集業務は、次のとおりです。

①午前8時時点で、バスが運行停止している場合は、運行開始までごみ収集はありません。

②正午時点で、バスが運行している場合は、運行開始時刻より、ごみ収集を開始します。

※正午時点でバスが運行していない場合、お手数ですが次の収集日にごみ出しをお願いします。

③午前8時以降にバス運行が停止した場合、運行停止時刻をもって、ごみ収集を中止します。

子ども医療費助成制度

子ども医療費助成制度

☎(876)1280

子どもの医療費助成を受ける場合、受給資格者証の申請が必要です。対象の子どもが世帯にいる場合は、子どもえがお課窓口で申請を行ってください。

対象 市内に住所を有する0歳から中学校修了前までの子ども(15歳の誕生日到達後の最初の3月31日まで)

①子どもの健康保険の資格確認書またはマイナ保険証

②保護者の普通預金通帳の写し

子育て・教育

8月は児童手当の支給月です

子どもえがお課

☎(876)1280

児童手当の支給日は、8月10日(月)です。8月期の支給では、6月分と7月分を支給します。

※振り込まれる時間帯は、金融機関によって異なります。午後3時以降に通帳の記帳等をして振込確認をお願いします。

児童扶養手当の現況届

子どもえがお課

☎(876)1730

児童扶養手当の受給資格認定者は、受給資格確認のため「現況届」が必要です。対象者は案内通知を送付しますので、記載の二次元コードから回答をお願いします。この届出がない場合は、11月以降の手当てが受けられなくなります。

オンライン回答期間 8月1日(土)～31日(月)

※回答内容によってはオンラインで完結せず、窓口での手続きが必要となる場合がありますので、ご了承ください。

※所得の申告がまだの人は、オンライン回答前に申告をお願いします。

子ども医療費助成制度

子どもえがお課

☎(876)1280

子どもの医療費助成を受ける場合、受給資格者証の申請が必要です。対象の子どもが世帯にいる場合は、子どもえがお課窓口で申請を行ってください。

対象 市内に住所を有する0歳から中学校修了前までの子ども(15歳の誕生日到達後の最初の3月31日まで)

①子どもの健康保険の資格確認書またはマイナ保険証

②保護者の普通預金通帳の写し

特別児童扶養手当の所得状況届

子どもえがお課

☎(876)1730

特別児童扶養手当の受給者は、資格確認のために「所得状況届」の提出が必要です。届出がない場合は、8月以降の手当てが受けられなくなります。

受付期間 8月12日(水)～9月11日(金) ※土日祝日を除く

受付場所 市役所2階子どもえがお課

受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

※案内通知に返信用封筒が同封されている人は、郵送での提出をお願いします。所得の申告

追加給付の対象世帯

平成25年8月から令和8年3月の間、浦添市で生活保護を受給していた世帯

生活保護費の追加給付を行います

【受給中世帯】 現在、浦添市で生活保護受給中の世帯

手続き 不要(職権により追加給付を行います。)

給付時期 令和8年8月中旬以降順次給付

対象世帯には「保護追加給付決定通知書」を順次発送しますのでしばらくお待ちください。

【廃止世帯】 過去に浦添市で生活保護受給していたが、現在は受給していない世帯

手続き 必要(原則当時の世帯主からの申し出となります。)

受付期間:令和8年8月1日(土)～令和9年7月31日(土)

※窓口の場合は土・日・祝を除く

《申出方法》電子申請、郵送、窓口(詳しくはホームページにて)

給付時期 申し出いただき、審査後に対象世帯に順次給付

保護費の追加給付をかたる詐欺にご注意ください。

今回の追加給付において、浦添市から口座の暗証番号を聞き出したり、ATM操作や振込を依頼することはありません。

浦添市保護課 追加給付窓口 ☎(851)5072

詳しくはホームページをご覧ください→

※厚生労働省の指針及び個人情報保護の観点から、電話では生活保護受給歴や、追加給付額等の照会にはお答えできません。

看護師・病院介護士 ※募集中!

※無資格者でも応募可



社会医療法人 仁愛会

浦添総合病院

☎098-874-4306

(お問い合わせ先: 人事・人材開発課)

求人情報はこちら

現地調査お見積り無料!!

取扱いメーカー

TOTO LIXIL

タカラスタンダード

水まわりと外壁塗装のお店

リフオッタ

☎098-987-6305

浦添市伊祖 2-15-8-1

サンレー 紫雲閣

中央紫雲閣

〒902-2102

沖縄県浦添市前田2丁目15番1号

Tel.873-3000

那覇北紫雲閣

〒900-0004

沖縄県那覇市銘苅3丁目22番地

Tel.865-3030

会館葬、お寺葬、自宅葬、互助会会員、宗派に関わらずご利用いただけます。

広告掲載に関するお問い合わせは、株式会社 F.T.K印刷 ☎(878)1877